

家畜伝染病対策の強化について

令和 7 年 5 月 13 日

家畜衛生部会

農 林 水 産 省

消費・安全局

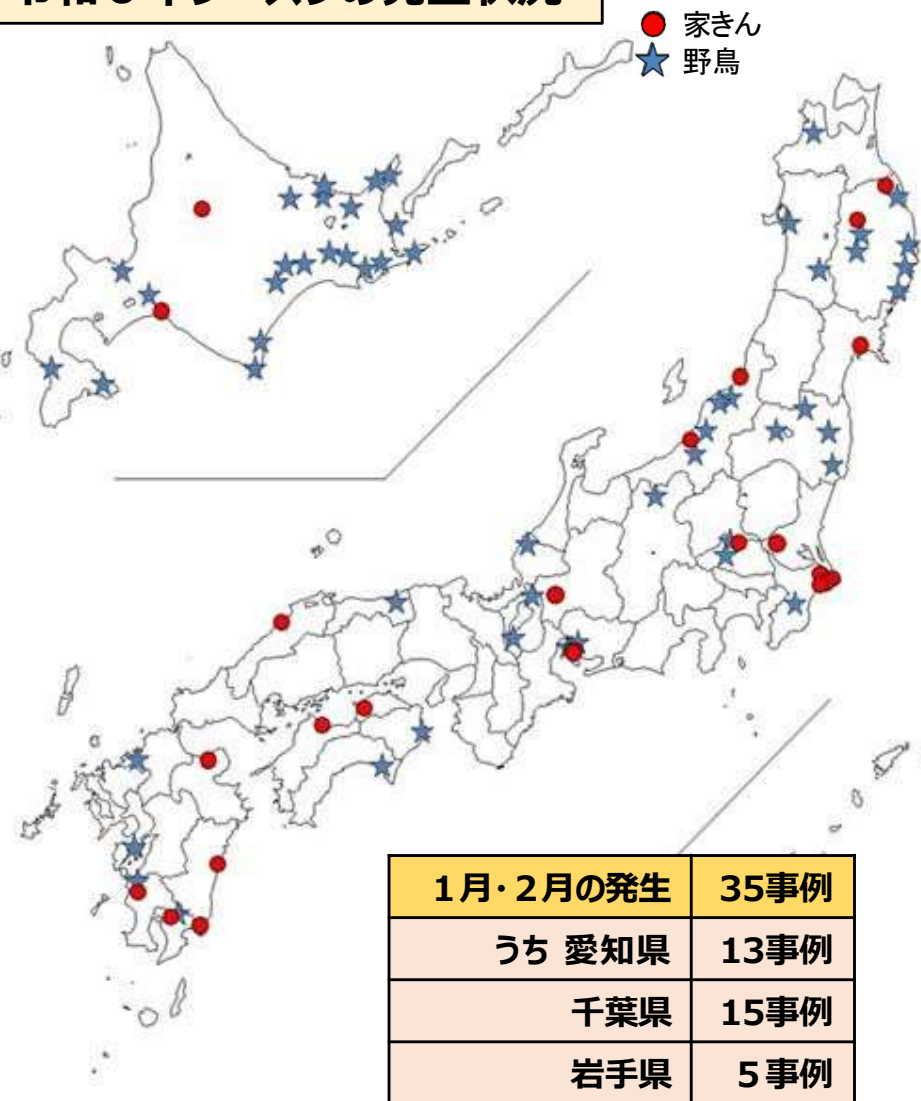
1. 鳥インフルエンザ	1
2. 豚熱	6
3. 水際対策	10
4. ランピースキン病	14

鳥インフルエンザの発生状況 (令和7年4月28日時点)

鳥インフル
エンザ

- **今シーズン**の初動は、家きんでは過去最多の発生となった**令和4年シーズンに匹敵するペース**で発生。
- 年始以降、**1月に発生が急増**。特に、**愛知・千葉・岩手3県の養鶏の集中地域**における**連続発生**が顕著。

令和6年シーズンの発生状況



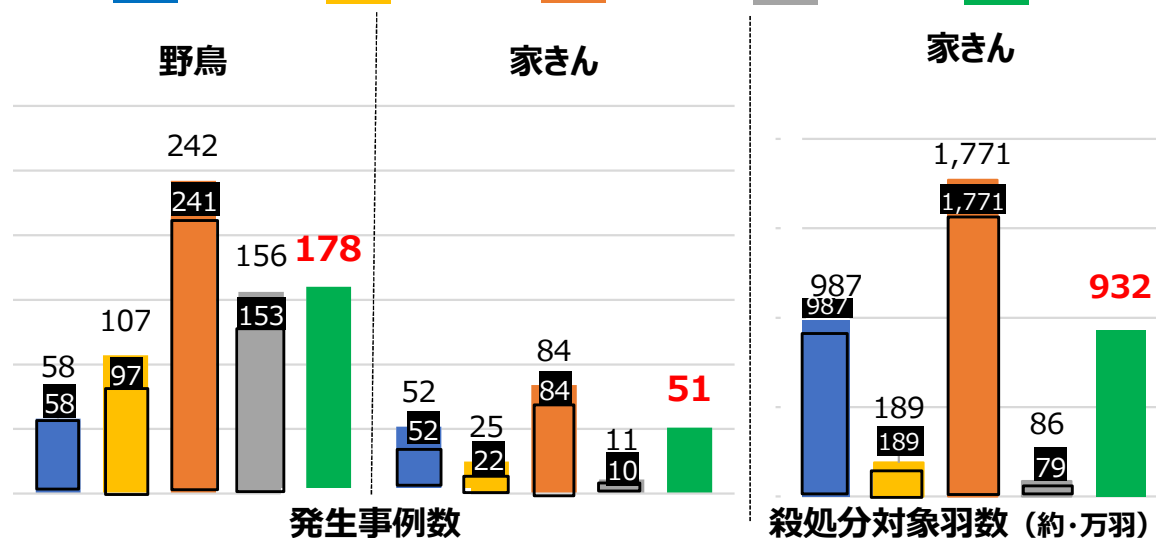
過去シーズンとの比較

(1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	

(2) 発生事例数 (野鳥、家きん)、殺処分対象羽数 (白抜きは同日比)

■ : R2年度 ■ : R3年度 ■ : R4年度 ■ : R5年度 ■ : R6年度



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

令和6年シーズンの発生に関する疫学検討（中間取りまとめ）

- 令和7年3月21日、**専門家による疫学検討会**を開催し、同日時点の51事例を踏まえた提言を取りまとめ・公表。
- 今後の発生予防・まん延防止に向け、**農場集中地域での対策**や**既発農場・大規模農場対策等が重要**との見解。

1. 養鶏密集地域における対策

①地域一体の対策

- 家畜保健衛生所や自衛防疫団体が中心となり、日頃から地域の農場間で飼養衛生管理状況等について情報交換するなど、地域一体の対策が重要。

②カラス等野鳥の誘引防止

- 特に堆肥舎はカラス等の野鳥を誘引しやすいため、防鳥ネットの設置はもとより、家さんの死体や破卵等を焼却等により適切に処理することが必要。

③異状の早期発見・早期通報

- 養鶏密集地域で発生確認が遅れることは、非常に大きい感染拡大のリスク。早期通報等の重要性を地域全体で認識共有することが必要。

④防疫措置の速やかな着手及び完了

- 養鶏密集地域における防疫作業の遅れは、続発リスクを著しく高める。都道府県における殺処分迅速化の技術的検討など体制整備が重要。

⑤塵埃（じんあい）を介したウイルスの侵入防止対策

- 少なくともシーズン中は、フィルター、細霧装置、不織布設置など、通常の飼養衛生管理基準より一段踏み込んだ塵埃の侵入防止対策が有効。

⑥野鳥・野生生物のすみか対策

- 野鳥等の生息状況等の把握を日頃から行うとともに、野鳥等のすみか・隠れ家となりうる農場周辺等の雑草・樹木等の除去や農場内の整理整頓が重要。

⑦共同利用施設での衛生管理措置の実施

- 堆肥舎や死亡家さん処理施設の共用に伴う交差汚染を防止するため、これら共用施設における適切な衛生管理措置の実施が重要。

⑧家さん農場密集地域での発生時の対応

- 続発防止のため発生の際速やかな初動対応を行えるよう、日頃から発生時の対応を地域でよく協議し、発生の際には消毒等を協力し実施することが重要。

⑨防疫作業時の拡散防止対策の徹底

- 小動物や作業者の移動を介した感染拡大を防ぐため、発生農場における排気対策、死体の消毒、作業者の迂回移動等の実施が重要。

2. 既発農場、大規模農場における対策

①既発農場における対策

- 過去発生農場及びその周辺は、発生・続発リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理の遵守徹底や発生に備えた消毒薬備蓄等の対策が重要。

②大規模農場における対策

- 特に20万羽以上の飼養農場においては、農場の分割管理に取り組み、発生時の殺処分対象家さんを削減することが有効。

- 現在の鳥インフルエンザワクチンは、その効果の面で、予防的に使用することは困難。
- 他方、国際的には、予防効果の高い新たなワクチンの開発が見られ、欧米諸国でも、接種に向けた検討の動き。

現行ワクチンの課題

- ✓ 感染を完全に防御できず、感染した場合に症状が見えにくくなり発見が遅れるとともに、微量ながらもウイルスを排出するため、感染拡大やウイルス変異の原因となる。
- ✓ 注射ワクチンしか存在せず、大規模な接種が困難。
- ✓ 採卵鶏の飼養期間中、免疫効果が持続しない。

ワクチンをめぐる近年の国際的な動き

年 月	世界の動き
2023年 5 月	➤ WOAH（国際獣疫事務局） 総会で、家きんへのワクチン使用の検討を促す決議が採択。
2023年10月	➤ フランス が、商用あひるを対象としたワクチン使用を開始。
2024年 6 月	➤ EU が、孵卵場での接種（卵内接種、1 日齢雛への接種）が可能なワクチンを承認。
2025年 2 月	➤ 米国 が、ワクチン使用を検討することを表明。 ➤ WOAH 及び FAO（国連食糧農業機関） が、 WHO（世界保健機関） にも意見照会の上で、ワクチン接種による発生予防・管理にも言及した、鳥インフルエンザ対策の世界戦略（2024–2033）を公表。
2025年 3 月	➤ オランダ が、採卵鶏へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。

〔このほか、**カナダ**や**英国**も、ワクチン接種に関する産学官タスクフォースを設置し、接種の課題等について、議論を開始。〕

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出すべく、今後、家きん疾病小委員会で、詳細を検討。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

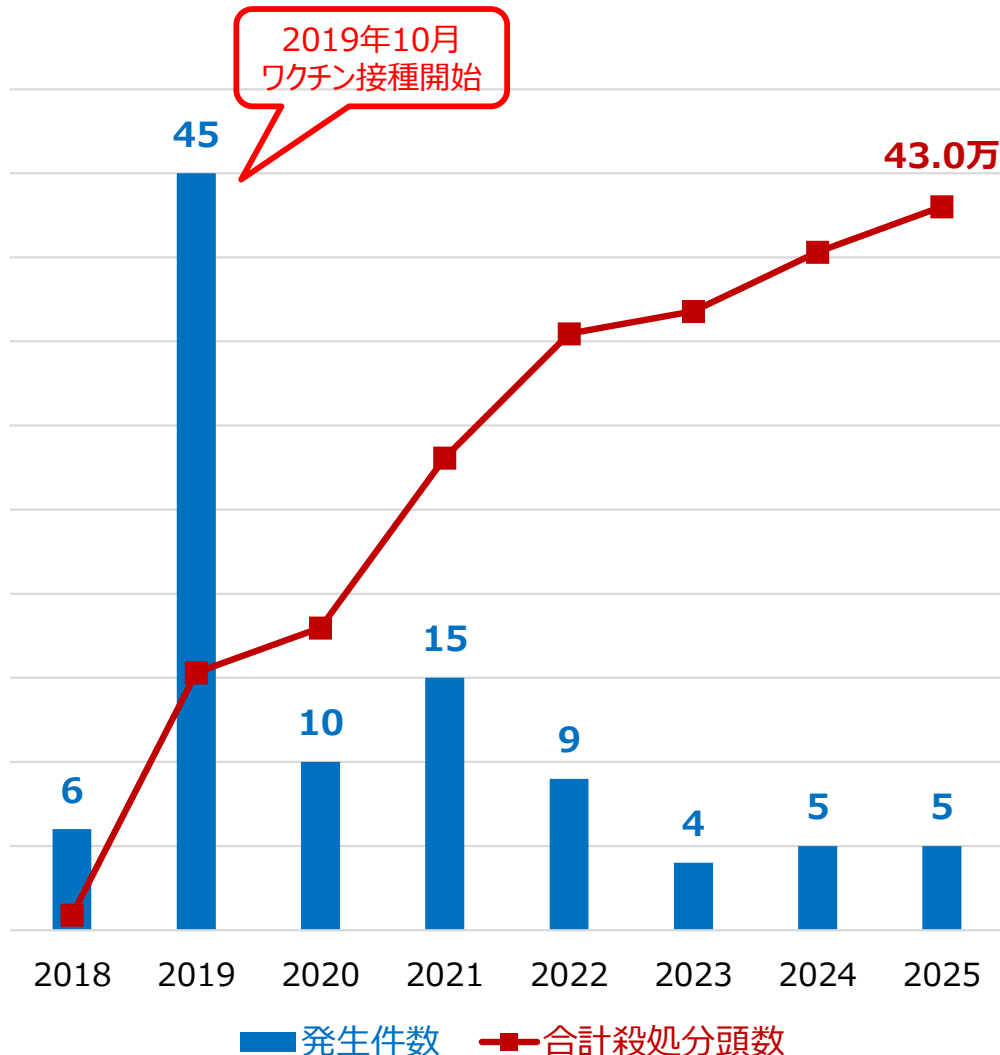
1 . 鳥インフルエンザ	1
2 . 豚熱	6
3 . 水際対策	10
4 . ランピースキン病	14

豚熱の発生状況（2025年5月9日時点）

豚熱

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、**24都県**で計**99事例**発生し、これまでに**約43.0万頭**を殺処分。
- **2019年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、非発生県（岩手、新潟、愛媛、千葉）へも拡大。
- **2025年**はこれまで、**群馬県**で4例（95・96・98・99例目）、**千葉県**で1例（97例目・初発）発生。

発生状況の推移



2025年の発生状況

【群馬県】

- 1/23 国内95例目（県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（県11例目）：約8,700頭殺処分
- 4/4 国内98例目（県12例目）：約6,800頭殺処分
- 5/9 国内99例目（県13例目）：約460頭殺処分

- ✓ 養豚の集中地域における発生
- ✓ 周辺地域において、発生の1～3か月前に豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されている

【千葉県】

- 3/31 国内97例目（県初発）：約5,480頭殺処分

- ✓ 県内の野生イノシシで未発生の中で、飼養豚で発生
- ✓ 千葉・茨城両県の関連農場の約370頭も殺処分
- ✓ 防疫措置に際しては、移動式レンダリング装置を活用



移動式レンダリング装置の活用状況

宮崎県での野生イノシシ豚熱陽性を受けた今後の対応

豚熱

- 4月11日、宮崎県の野生イノシシで豚熱陽性を確認。南九州では初発。
- 宮崎県において、サーベイランス・捕獲を強化するとともに、野生イノシシを介した感染拡大を抑えるため、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布を進める。
- 合わせて、周辺農家に対し、ワクチンの適期接種を指導するとともに、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理の再点検や早期通報を改めて徹底。

サーベイランス・捕獲の強化

- 野生イノシシにおける感染状況の把握を進めるため、宮崎県における野生イノシシのサーベイランスを強化。
(月60頭、発生地域周辺を優先し実施(当面4か月間))
- 猟友会等と連携し、捕獲の強化を引き続き実施。

経口ワクチンの散布

- 宮崎県を豚熱経口ワクチンの散布推奨地域に指定。
- 特に感染確認地域の周辺では、迅速かつ重点的に、経口ワクチン散布を実施。
※経口ワクチン約80万個を確保済み(令和6年度末)

適時適切なワクチン接種

- 既に飼養豚にはワクチン接種済みだが、十分に免疫を付与するため、適時適切なワクチン接種を徹底。
(必要に応じて、追加的なワクチン接種を実施)

飼養衛生管理の再点検

- ワクチンを接種し免疫を確保していたとしても、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理を徹底強化する必要。
- 具体的には、以下の対策を再徹底。
 - ✓ 人、車両等が農場へ出入りする際の消毒の徹底
 - ✓ イノシシを始めとした野生動物の侵入防止対策の実施
(侵入防止柵の点検等)
 - ✓ 万が一の発生に備えた埋却地等の点検及び確保。

早期通報の徹底

- 飼養豚の健康状態を日頃からの的確に把握し、少しでも異状を認めた場合には、速やかに通報するよう徹底。

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方に基づき、清浄化に向けたロードマップを策定すべく、今後詳細を検討。

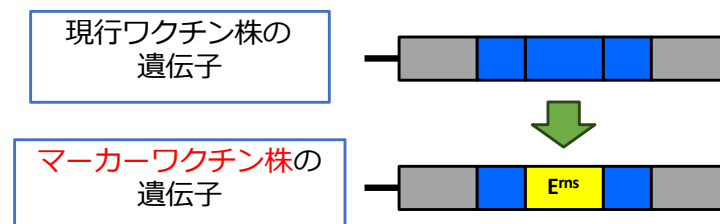
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- R2～R6年度にかけて、研究事業の実施により、マーカーワクチン候補株の作出に成功。R7年度以降も、研究事業により開発を継続し、早期の実用化を目指す。



1 . 鳥インフルエンザ	1
2 . 豚熱	6
3 . 水際対策	10
4 . ランピースキン病	14

アフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染が拡大**。
- 特に**韓国**では、2019年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大し、**2023年12月には、釜山広域市の野生イノシシで感染を確認**（直近では野生イノシシは2025年4月に、飼養豚は同年3月に感染確認）。
- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは、**日本と台湾のみ**。

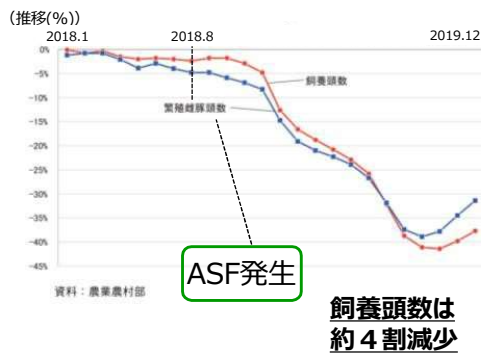
世界の発生状況

■ = 2005年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



- 中国では、2018年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。

中国の豚飼養頭数の推移

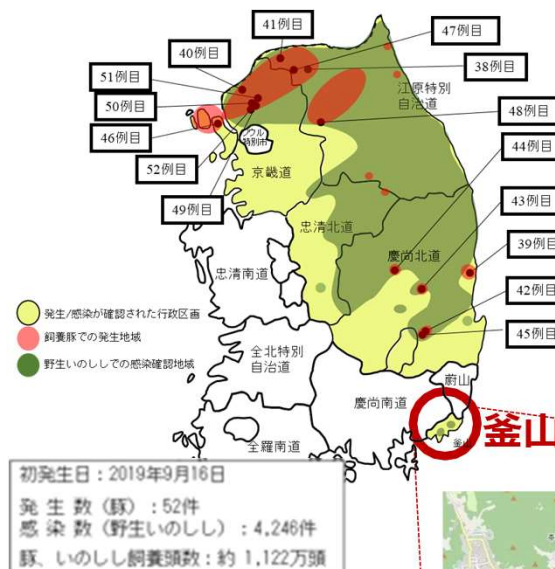


中国の豚肉価格の推移



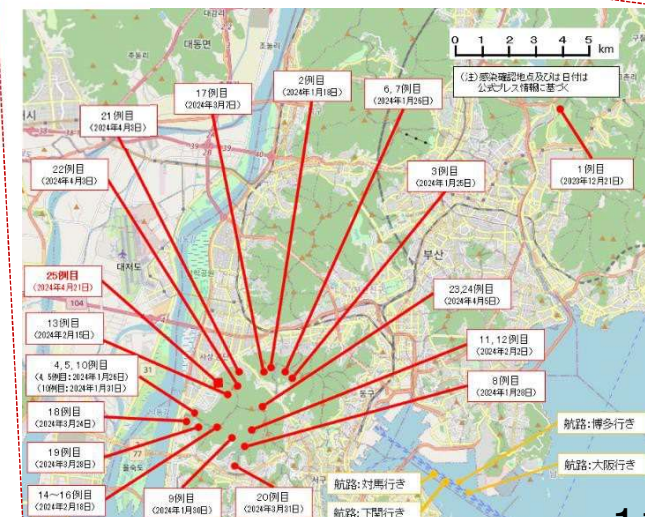
韓国における感染拡大

※令和7年4月21日時点



- 2019年9月以降、**52農場**で発生。

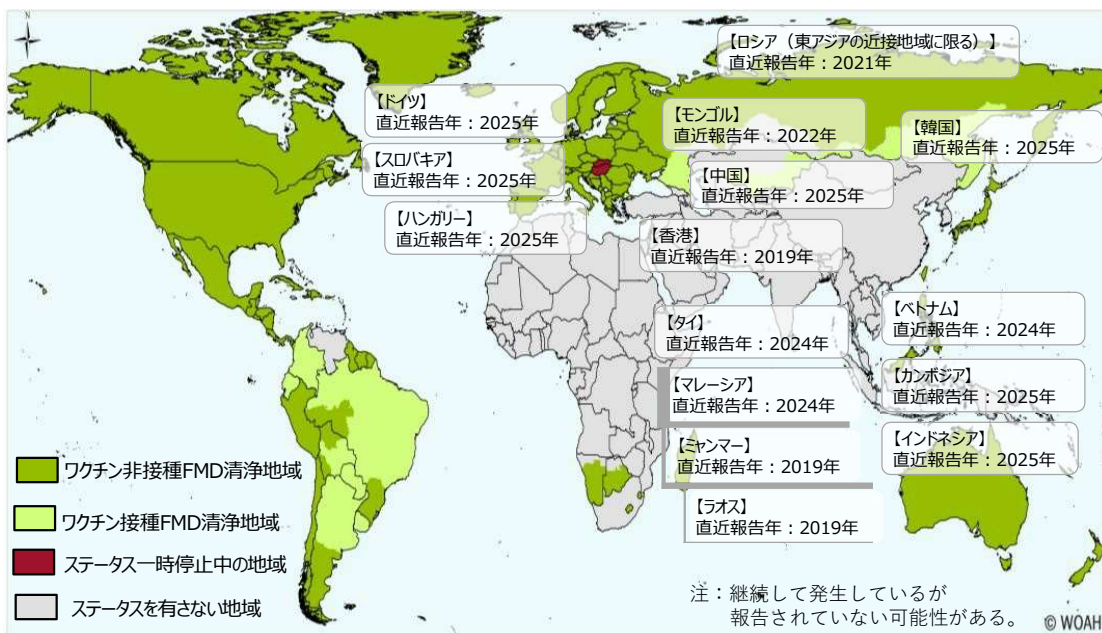
- 2023年12月以降、**釜山広域市の野生イノシシで感染拡大**。



口蹄疫の発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌年**2011年には清浄国に復帰**。
 - 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。
- 欧州では、2025年1月にはドイツで、同年3月にはハンガリー及びスロバキアで発生を確認。（ドイツは、同年4月14日付けでドイツ全土がワクチン非接種清浄国へステータス回復。）**
- 東アジアでは、2025年3月に韓国で1年10か月ぶりに発生を確認。**

世界の発生報告状況



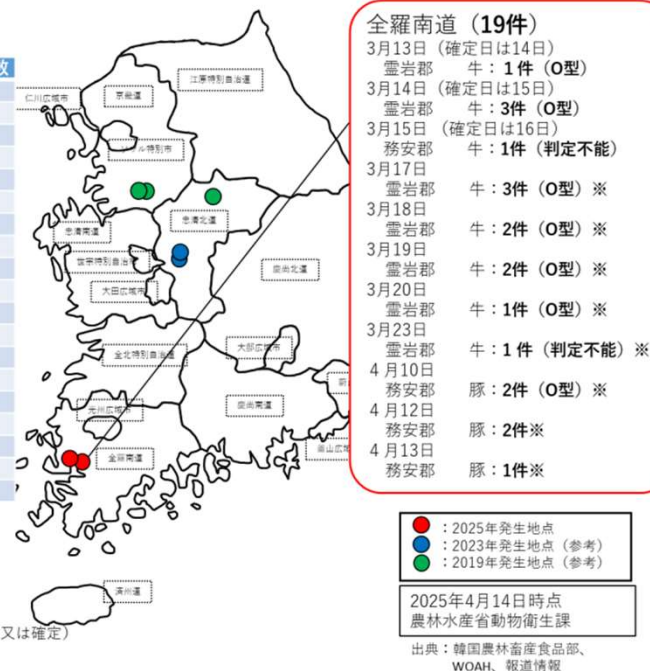
韓国の発生報告状況

※令和7年4月14日時点

	発生日	場所	動物種	飼養頭数
1	'25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3*	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4	'25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5	'25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8	'25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10	'25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12	'25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13	'25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14	'25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15	'25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16	'25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18	'25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19	'25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

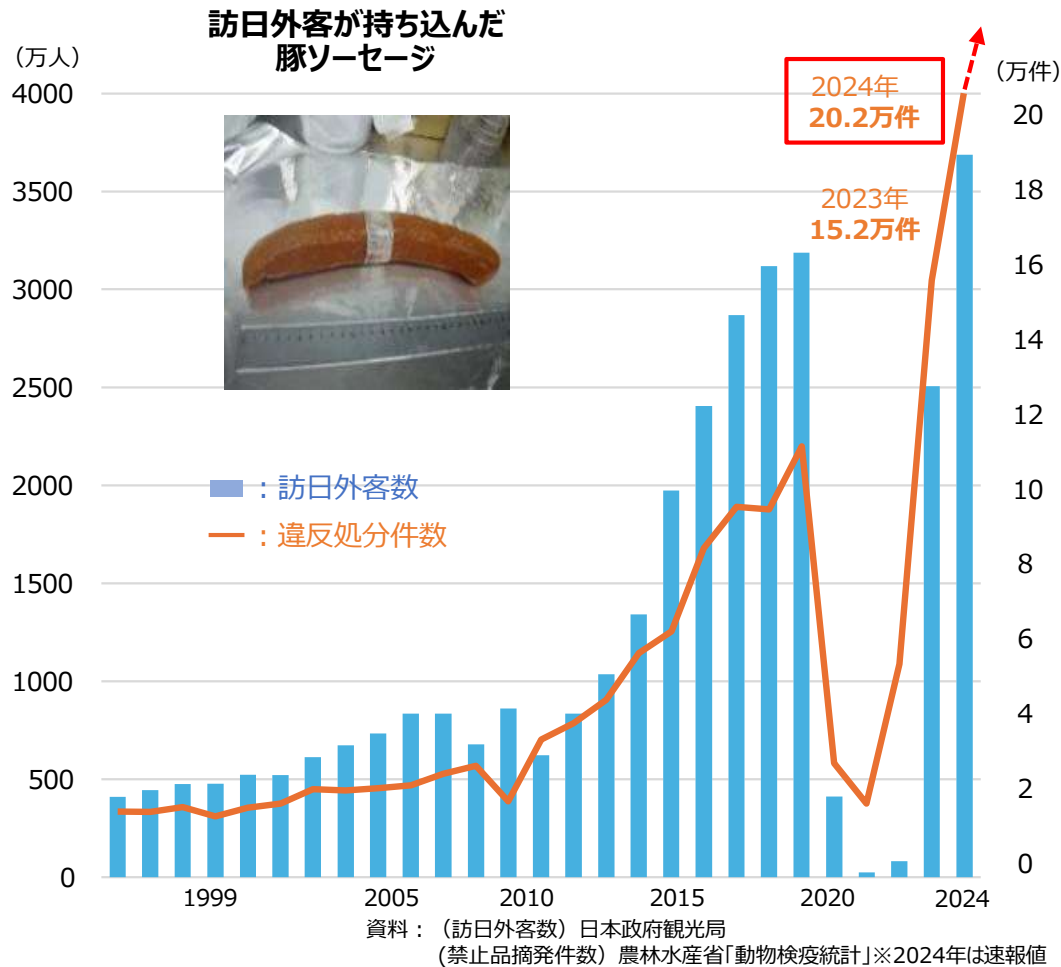


水際における更なる侵入防止対策の強化

水際
対策

- 訪日外国人の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、現在、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。
- ① 外装確認の結果、違法輸入疑い品：12品（うちベトナム産9品）
② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品
- * 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆外国食材店◆



出典：Google Map

◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品◆



1. 鳥インフルエンザ	1
2. 豚熱	6
3. 水際対策	10
4. ランピースキン病	14

- **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病。**牛乳の生産等に一時的な影響はあるが、致死性は低く、ほとんどの牛では徐々に回復**（家畜伝染病予防法上「届出伝染病」の扱い）。**人には感染せず、畜産物も食用上安全。**
- 昨年11月6日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染**を確認。令和7年4月28日時点で、福岡県で19事例、熊本県で3事例発生を確認。

ランピースキン病とは



結節（全身性）

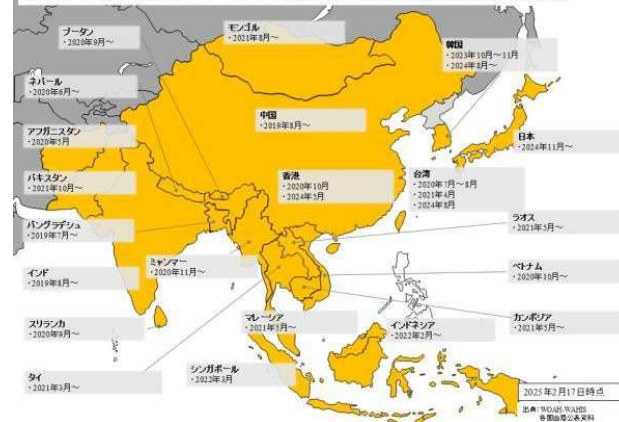
写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary
Laboratory in Mongolia)

皮膚病変

- **皮膚の結節**や**泌乳量の減少**等の症状を呈する、**牛・水牛の病気**。
- 主に蚊等の**吸血昆虫（ベクター）**による**機械的伝播**により感染が拡大。
- **ほとんどの牛は感染しても徐々に回復**。
- 家畜伝染病予防法上「**届出伝染病**」。
- **人には感染せず、畜産物も食用上安全**。

海外の発生状況

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況（2019年以降）



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年及び2024年、韓国で発生**

（韓国での発生を受け、ワクチン備蓄※や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。）

※日本中央競馬会畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が実施

国内の発生状況

- 昨年11月6日：**福岡県**内の2農場で**初めて発生を確認**
→**初発農場の周辺で発生確認したところ、複数の農場で発生を確認（合計19例）**
- 発生農場から移動牛の追跡調査では、**熊本県で1例確認**。
→昨年12月8日、26日に**1例目農場周辺で新たに発生確認（合計3例）**

○ 発症牛からの**生乳の出荷が出来なくなる**ため、**まん延防止対策**が重要。**発生県と連携し対策に全力を挙げる。**

対応状況

- ✓ **防疫対策要領**に基づき、以下のとおり対応。
 - **発症牛の生乳の出荷や発生農場からの生体の移動の自粛、臨床症状を呈する牛の隔離**
 - **周辺農場における異状確認（10km圏内）・害虫防除対策（20km圏内）**
 - **周辺農場の調査及び移動牛の追跡調査の実施**
 - **発症牛の自主淘汰**
- ✓ **ワクチン接種**については、**福岡県の発生農場周辺20kmの範囲において、昨年11月21日から開始。**
(熊本県は現時点では接種はしない方針。)

輸出への影響

- ✓ 協議の結果、輸出が制限されていた
 - **香港向け牛肉**
 - **台湾向け乳製品**
 - **豪州向け牛肉**
 - **カタル向け牛肉**については、**輸出継続が可能に。**
- ✓ **米国向け牛肉**については、
 - **ワクチン接種県（福岡県）由来の牛肉**の輸出が制限されていたが、協議の結果、**3月19日に輸出が再開。**
- ✓ **メキシコ向け牛肉**については、
 - **福岡県及び熊本県からの牛肉**の輸出が停止（4月13日にメキシコ当局から連絡）。**直ちに停止解除を要請するとともに、早期の輸出再開に向け協議中。**

○ まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農家の経営支援に向けて、きめ細かい支援を実施していく。

まん延防止対応

- ✓ 発症牛を**自主淘汰**した場合の**再導入**の支援
(乳用初妊牛・肉用繁殖素牛 60万円/頭)
- ✓ **出荷自粛中の生乳の適切な処理**への支援
- ✓ **農場の消毒や吸血昆虫対策**など、現場でのまん延防止措置への支援
(適切な**堆肥化処理**の徹底等)
- ✓ 発生農場における**有効な隔離**の指導
- ✓ 発生県と連携した**適切な情報発信**
- ✓ **出品・出荷時**の牛の**健康状態の確認**の徹底

農家の経営支援

- ✓ 日本政策金融公庫に対し、**農林漁業セーフティネット資金**の円滑な融通や償還猶予を要請済み
- ✓ **家畜疾病経営維持資金**の対象に本病を追加
- ✓ **日本政策金融公庫支店**に相談窓口を設置
- ✓ 円滑な**生乳の出荷再開**に向けた**検査体制**の整備
- ✓ **子牛の引取先・販路確保**に向けた**関係者間の調整**
- ✓ **飼料関係団体**に対し、**飼料代金の支払猶予**を要請済み

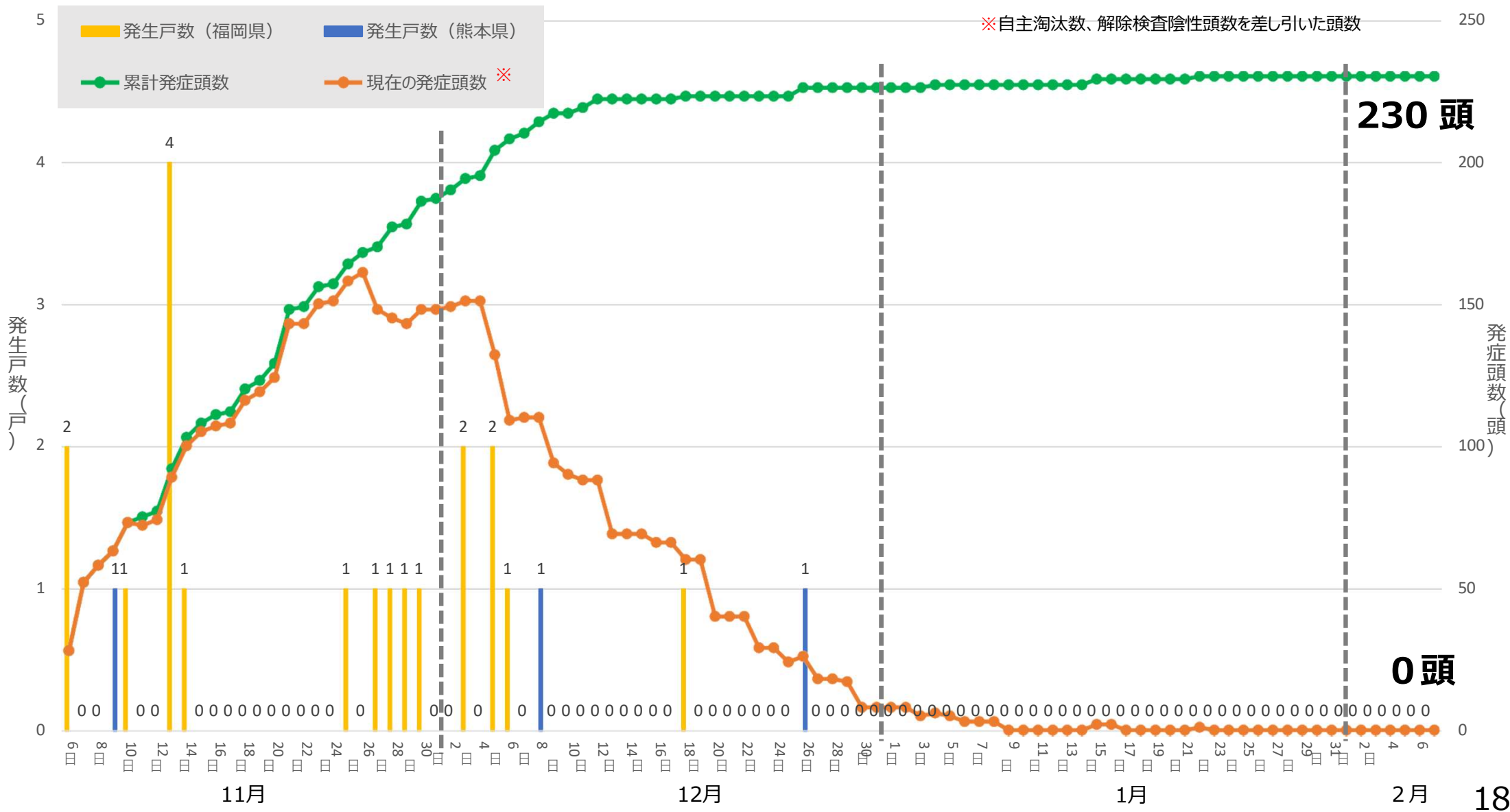
ワクチン接種の推進

- ✓ ワクチンの**無償配布**
- ✓ ワクチン接種の影響に関する**リスクコミュニケーション**

国内でのランピースキン病発生の経過

ランピースキン病

- 令和6年11月6日、福岡県の2農場で、国内初となるランピースキン病の発生。
- 令和7年4月28日現在、福岡県19例、熊本県3例の計22例の発生を確認。疑症牛を含めて、国内では累計230頭の発症を確認。自主淘汰等を進め、現在の発症頭数は0頭。



ランピースキン病の法的位置付けの検討

○ ランピースキン病について、殺処分命令など「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定することについて、食料・農業・農村審議会に諮問。

- 昨年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。
本病は家伝法上の「届出伝染病」であることを踏まえ、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施。
- しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。
まん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかったため、十分な防疫対策を実施できなかったことが感染拡大の一因と考えられる。
- 今後も引き続き我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分想定される中、再度我が国で発生した際、十分な防疫対策が実施できなければ、日本全国に感染が拡大するおそれ。



ランピースキン病について、「家畜伝染病」と同程度の措置を行えるようにすることが必要ではないか

(参考) 過去に政令指定した例

疾病名	政令指定した年	政令指定後の対応
蜜蜂の腐蛆病	昭和30年	昭和30年、家畜伝染病として法定化
豚等の豚水疱病	昭和48年、昭和50年※	昭和50年、家畜伝染病として法定化
牛等の伝達性海綿状脳症	平成8年	平成9年、家畜伝染病として法定化

※一旦終息したものの再発したため、再度政令で指定。